

法人設立時の
登録免許税が
半額になります!

渋谷アントレサロンのご利用者は、 メリットがあるのでご活用ください。

渋谷区の創業支援事業計画に当社の施設が入っています。

当社の施設「渋谷アントレサロン」は、国から認定を受けた、渋谷区の「創業支援事業計画」に入っていますので、これにより、これから創業する方や、創業してから5年未満の方は以下のメリットを活用できる可能性があります。

メリットは3つ!

①株式会社や合同会社を設立する際の登録免許税が半額になります!

たとえば、株式会社の登録免許税が15万円の場合は7.5万円に、合同会社の6万円は3万円

②融資を受ける際の信用保証協会による保証が、 事業開始6か月前から利用できるようになります。

申し込み時期 創業の2カ月前→創業の6カ月前から可能

③日本政策金融公庫「新創業融資制度」の申込み要件が緩和されます!

無担保・無保証人の「新創業融資制度」の自己資金要件を満たすものとみなし、本制度の申込が可能

法人設立時に登録免許税半額のメリットを受けるためには?

このメリットを受けるためには、以下の流れで行ってください。

1.約1か月の期間で弊社と4回以上面談し、 経営・財務・人材育成・販路開拓に関する知識を 学び、修了証の発行を受ける

面談時に本制度についてご説明させていただきます。
本制度の活用を希望する方は、裏面にご記入ください。

<面談の予約方法>

TEL:03-3461-3566 [予約受付時間] 平日9~21時、土曜9~18時

<面談料金>

アントレサロンご利用者: **無料** それ以外の方: **有料(4回で税込16,500円)**

※面談時にアントレサロンの内覧が可能です。

2.所定の申請様式を渋谷区に提出し、 証明書の発行を受ける

※証明書の発行には概ね1週間程度を要します。発行手数料は無料です。

<渋谷区役所証明書発行受付窓口は以下の通りです>

渋谷区役所 産業観光課

住所:渋谷区宇田川町1-1 7階 ※7階エレベーターを降りて右手一番奥の受付へお越しください。

TEL:03-3463-1762

3.いよいよ法人を設立します

渋谷区内を本店所在地として法人を設立します。

法人登記する際、法務局に証明書を提出してください。登録免許税が減額されます。

STEP.1

約1か月の期間で弊社と
面談を4回以上実施し、
修了証の発行を受ける

STEP.2

渋谷区へ証明書発行依頼

STEP.3

法人設立

法人設立の
登録免許税が
半額に!

本事業のお問合せ先 銀座セカンドライフ株式会社 アントレサロン

TEL:03-3461-3566 E-mail:info@entre-salon.com

表面の面談を申し込む場合は、以下にご記入ください。

ご提出いただいた個人情報は、法令の定めのある場合やご本人が同意している場合を除き、目的外利用することや第三者に提供することはありません(秘密厳守)。

ふりがな				
お名前		年齢	性別	
お住まい住所	〒(-)			
法人登記予定住所 <small>※未定の場合は「未定」とお書きください</small>	〒(-)			
電話番号		法人設立予定日		
メールアドレス				
証明書の 利用目的 <small>※該当する番号に○してください。</small>	1：登録免許税の減免 2：信用保証枠の特例	3：日本政策金融公庫「新創業融資制度」の要件拡充 4：国補助金、東京都補助金	5：未定	
起業予定の 事業内容				
アドバイスを 受けたい内容				
備考 (特にご要望があればその内容)				

「創業支援事業計画」とは

産業競争力強化法において、市区町村が民間の創業支援機関等と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、コワーキング事業等の創業支援を実施するもので、国が認定することになっています。認定により、当社の施設である渋谷アントレサロンにつきましては、渋谷区の「特定創業支援事業」と位置づけられましたので、当サロンのご利用者で渋谷区創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業において規定の要件を満たした方は、表面のメリットを受けることができるようになりました。

お問い合わせ先

銀座セカンドライフ株式会社 <https://entre-salon.com/kigyo/shibuya/>
レンタルオフィス 渋谷アントレサロン

渋谷区円山町5番5号 Navi渋谷V3階 TEL 03-3461-3566